

広 情 審 第 3 1 号
平成14年11月28日

広 島 市 長 様

広島市情報公開審査会
会長 大 賀 祥 充

公文書部分開示決定通知書等に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年1月31日付け広佐管第36号、平成14年5月31日付け広佐管第207号及び平成14年7月2日付け広佐管第250号で諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。

答 申 書

平成14年1月31日付け広佐管第36号、平成14年5月31日付け広佐管第207号及び平成14年7月2日付け広佐管第250号で諮問のありました事案について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の決定のうち、不開示とした法人の印影は、相手方が広島市であるからこそ特別のものを用いたなどの特段の事情がない限り、開示すべきです。その他の実施機関の決定は、いずれも妥当であると考えます。

2 異議申立ての趣旨

(1) 平成13年12月26日付け異議申立書の趣旨は、同年11月19日付けの「広島市安佐北区 丁目(団地)から広島市長宛に提出された「私有道路の市道編入申出書」(安佐北区役所管理課)」の開示請求に対し、実施機関が、同月30日付け広島市指令佐管第1号で行った公文書部分開示決定処分のうち、「申出者の住所及び氏名並びに申出者の所有する土地の所在及び地番」について不開示とした部分の取消しを求めるというものです。

(2) 平成14年5月14日付け異議申立書の趣旨は、同年3月25日付けの「 団地(安佐北区 丁目)内の私有道路の進出口部分の下法所有者から平成14年2月21日に市長あて提出された「市道編入申出書」並びにその決裁過程に係る一切の書類(安佐北区役所管理課分)」の開示請求に対し、実施機関が、同年4月8日付け広島市指令佐管第1号で行った公文書部分開示決定処分の取消しを求めるというものです。

(3) 平成14年6月14日付け異議申立書の趣旨は、同年4月26日付けの1 「私有道路(団地)の市道編入に係る測量業務(その1)」の委託契約(以下「本件契約」という。)の相手方である社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が平成14年3月21日から平成14年3月24日までに設置したとされる境界標設置場所(境界確定のため測量した地点の基点を含めた境界点座標を表示した図面等)を示した一切の書類(広島市境界杭仕様書、広島市境界鋳仕様書を含む。)。2 境界標が設置された後の履行確認について本件契約の履行確認に関わった職員以外の職員(職氏名を含む。)により、平成14年3月25日に履行確認の手続を行った一切の書類。3 平成14年2月21日付け、「私道の市道編入申出書」に係る「不動産(土地)寄附申出書」の開示請求に対し、実施機関が、同年5月10日付け広島市

指令佐管第 3 号で行った公文書不開示決定処分、同日付け広島市指令佐管第 4 号で公文書の不存在を通知した処分及び同日付け広島市指令佐土第 2 号で行った公文書部分開示決定処分の取消しを求めるというものです。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述での異議申立人の主張を要約しますと、おおむね次のとおりです。

(1) 条例第 7 条第 1 号(個人情報)について

広島市情報公開条例(以下「条例」という。)第 7 条第 1 号の趣旨は、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、開示を原則とする公文書開示制度の下においても、実施機関はその責務として、プライバシーの保護について最大限の配慮をしなければならないことにかんがみて設けられたものです。

しかし、プライバシーの概念は未だ必ずしも明確ではなく、どのような情報がプライバシー保護のために不開示とされるべきかを一律に規定することは困難なことから、条例はプライバシーという概念を使うことを避け、個人に関する情報で、特定の個人が識別され又は識別され得るものを適用除外条項として規定したものです。このような規定の趣旨から、これらの個人に関する情報であってもプライバシーに関係しないことが明らかな情報については、不開示とすることは許されません。

(2) 情報公開とまちづくりについて

行政の意思決定の過程を透明にし、行政は市民に対し十分に説明して市民の行政への参画意識を促すことが、情報公開の本来の意義です。情報公開の判断に迷ったときには、行政はこの出発点に立ち戻ってほしいと思います。

個性豊かで安心して幸せに暮らせる活力に満ちた地域社会の実現を図るためには、自立した市民と行政とが、それぞれの責任と役割を担いながら、まちづくりを進めていく必要があります。具体的には、行政が、市民への積極的な情報提供、情報公開制度の充実を図るとともに、広く市民生活に影響を与えるような地域の福祉の充実、環境の整備、社会基盤整備等都市機能の強化に当たり、地元の市民意見を慎重に聴取して計画策定などに努めてもらいたいものです。重要なことは、市民と共にまちづくりに当たる職員の意識改革と、能力の向上が求められるのです。職員は、これまでの仕事の目的を改めて問い直し、生み出された結果によって仕事を評価し、市民主体の市政推進に全力を挙げて取り組んでほしいと思います。

(3) 平成 13 年 12 月 26 日付け異議申立て関係

ア 条例同条同号ただし書ア(法令開示)について

不動産登記法第 21 条の規定により、土地の所在、地目、地積、登記権利者の氏

名、住所等は、土地登記簿に記録されており、何人も閲覧することができると思われる情報に該当します。

実施機関は、市道編入申出書は編入の意思表示であり、一方、不動産登記法に基づく登記簿は不動産取引の安全と経済活動の敏速化を図ることを目的としているためとして本条例第7条1号のただし書を否定していますが、市道編入申出書が編入の意思表示であるとするのは、市道編入基準並びに関係法令に適合し、適正に市の行政財産としての取得手続きが進行して寄附受領が決定し、所有権の移転登記が完了した時点で、何人でも閲覧が可能な情報になるということです。すなわち、土地登記簿、建物登記簿には、土地の所在、地目、地積、建物の所在、種類、構造、床面積、登記権利者の氏名、住所、登記原因等所有権に関する事項並びに所有権以外の権利に関する事項、すなわち、抵当権設定者の住所、氏名、債務者の住所、氏名、債権額等、また、株式会社登記簿等の商業登記簿には、目的、商号、取締役等の氏名、住所、資本金の額等の記載があり、公にすることが予定されているものです。したがって、法の目的が相違することを不開示理由とすることは不当です。

イ 条例同条同号ただし書イ（本人同意）について

申出者が、関係する土地所有者全員が寄附を承諾するものであること。寄附しようとする土地には所有権以外の権利が設定されていないものであること。また、広島市が編入事務を進めるに当たり誓約した事項等は、申出権者として当事者に該当することを公に意思表示したもので、印影、電話番号を除き、プライバシーとは関係ない事柄ということになります。

万一、丁目 団地の市道編入の寄附申出者の中に、公にすることを拒否するものがいれば、所有権の移転登記手続きが不可能になり、市道としての取得もまた不可能となるので、本人同意がないことを不開示理由とすることは不当です。

(4) 平成14年5月14日付け異議申立て関係

ア 編入申出者の印影について

編入申出書に押印された印影の開示が、直ちに申出者の権利・利益を侵害するおそれや、申出者が危害、嫌がらせを受ける懸念もなく、また、申出者の社会的信用に悪影響を及ぼしたり、犯罪に結びつくおそれはないと推認されます。

イ 図面の 団地部分について

(ア) 本件編入申出書の市道編入道路の別添図面(別紙3)に示された黒塗りの部分は、正確に本件下法部分の寄附の意思を書面により明確にし、事後の紛争を回避する観点からの本件編入申出書であるため、 団地部分全部を不開示とした処

分は明らかに不当です。

(1) 別紙 1・2 のとおり、市道編入箇所として別添図面の黒塗り部分に明示されていない部分、即ち、別紙 1 の本件下法部分であるため、私有道路の市道編入基準に適合するように道路法第 29 条(道路の構造の原則)の規定に照らして、安全で快適な道路環境を整備するためにも市道として路線認定するため必要な手続の書類です。

(5) 平成 14 年 6 月 14 日付け異議申立て関係

ア 「境界標位置図」の不開示について

記載されている土地の区画及び形状は、個人の資産に関する情報であっても、公にすることにより個人のプライバシー等の権利利益が侵害されることはなく、法令により何人でも閲覧することが予定されている情報であるため、不開示理由に当たりません。

イ 「寄附申出書」の不存在について

寄附申出書を受領していないとして公文書の不存在とした処分は、開示を拒む理由がなくなる時期を明らかにするよう異議を申し立てます。

本件下法部分の寄附申出に関する公文書の開示請求があった時点において、寄附申出書を受領していなくても一定の期間を経過すれば開示できることとなる場合には、当該開示できる時期を明らかにしなければならない(条例第 11 条第 6 項)にもかかわらず、管理課は文書が不存在であるとしました。このことは、市民の開示請求を抑圧しようとする意図が明白であり不当です。

ウ 部分開示について

(ア) 法人の従業員の個人情報について

別紙 業務完了調書の(1) 管理技術者、照査技術者及び立会人の氏名 (2) 業務完了通知書の管理技術者、照査技術者の氏名、印影については、個人情報ですが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれはなく、不開示とする相当な理由があるとはいえません。また、氏名の開示について危害などのおそれが発生する合理的な説明がされていません。

(イ) 法人の印影について

(4) 平成 14 年 3 月 20 日付け文書の受託者の印影については、法人の競争上又は事業運営上の地位について権利利益を侵害するおそれはなく、これらの開示が直ちに法人の信用に影響したり、犯罪に結び付くおそれはありません。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等による主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

(1) 条例第7条第1号(個人情報)について

条例第7条第1号が「個人に関する情報」を不開示としているのは、プライバシーの概念が、法令上も判例上も十分確立していないため、より広く、より客観的な概念である「個人に関する情報」を不開示とすることにより、個人のプライバシーの保護に万全を期するとともに、一方で、ただし書により、法令により従来から公にされている情報等を例外として開示することとし、個人のプライバシー保護と公文書開示を求める権利との調整を図ろうとしているものです。

条例第7条第1号該当性の判断に当たっては、内容が確立していないプライバシーという概念をもって判断する必要のある「プライバシーに関係しないことが明らかな情報」に該当するかではなく、条例第7条第1号に定められた「個人に関する情報」又は同条同号ただし書きに該当するかという判断を行うこととしているものです。

(2) 平成13年12月26日付け異議申立て関係

ア 条例同条同号ただし書ア(法令開示)について

不動産登記法に基づく登記簿等の閲覧は、国民の基本的財産ともいえるべき不動産の物的現況とそれをめぐる権利変動を公示することによって、不動産取引の安全と経済活動の敏速化を図ることを目的に定められたものです。

一方、本件公文書は、単に申出者の住所、氏名、申出者の所有する土地の所在及び地番を記載してあるのではなく、申出者が私道を市道に編入してほしいとの意思を表示しているものです。

したがって、本件公文書と土地登記簿は異なります。

イ 条例同条同号ただし書イ(本人同意)について

本件公文書は、申出者が広島市の求める条件を承諾した上で、私有道路を市道に編入することを要望する意思表示した文書にすぎず、そこに記載されている情報を公にすることについて同意するとの条項等はないし、一般的にそのような文書を広島市に提出することによって申出者がその個人に関する情報を公にすることについて同意をしているとは考えられません。

(3) 平成14年5月14日付け異議申立て関係

ア 条例第7条第1号ただし書ア(法令開示)について

前述のとおり

イ 編入申出者の印影について

印影は、まさしく、「特定の個人を識別」するためのものだから開示できません。

なお、諮問第20号に係る異議申立ての中で、異議申立人は、本件申立書とは

別に提出された「私道の市道編入申出書」の開示請求に関して、「印影、電話番号を除きプライバシーとは関係のない事柄ということになる。」とし、印影について不開示とした処分を受け入れていることを申し添えます。

ウ 図面の 団地部分について

(ア) 本件申出書は、その申し出の対象地が一箇所であって、本件申出書別添図面を明らかにすれば、登記簿等を調査することにより、申出者を推測することが可能となることから、本件申出書別添図面の土地を特定しうる部分は、条例第7条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当します。

(イ) 当該土地は当初申出書により編入申出されていますが、確認のため、再度、提出を受けた書類であって、編入手続きに当たり、必ずしも必要な書類ではありません。

(4) 平成14年6月14日付け異議申立て関係

ア 「境界標位置図」の不開示について

本件不開示処分の対象となった境界標位置図と同じ場所について、不動産登記法第21条第1項により閲覧が可能な地図は、いわゆる公図であって、その記載内容は、土地の概略的な形状と並びが記載されているものにすぎません。

それに対し、本件不開示文書は、私道を市道編入するに当たり、必要範囲を明確にし、市が権利を確実に取得すること等を目的として作成されるものです。

より具体的には、市道として管理していく際に、市道として必要な範囲内に土地所有権を主張される等の財産上の問題が生じるのを防ぐといったことを目的としています。

したがって、道路部分に隣接する土地の所有者の立会を得て、できるだけ正確な土地の形状を図面上に再現し、その境界線を明示する必要があるから、その精度等は公図と全く違ったものになります。

このことは、本件場所を測量した結果、公図の筆の並びと現地での筆の並びに不整合があったことから明らかです。

イ 「寄附申出書」の不存在について

本件不存在文書は、私道を市道に編入するに当たり、市道として管理するのに必要な土地の所有権を市に移転する手続に必要な書類です。

そのため、寄附申出書は寄附を行う時点での真正な土地所有者が提出する必要があり、また、正確な土地の所在を確定すること、及び、道路として必要な部分のみを寄附申出してもらうため、必要ない部分を分筆することや、さらにこれら準備を行うために測量を含めた調査を寄附申出書の作成に先立って行う必要があ

ります。

また、重要な財産である不動産の所有権の移転に関する書類であるため、印鑑証明のある印鑑の押印も要求しています。

しかしながら、私道を市道に編入するには、編入しようとする私道に隣接する土地所有者との境界確認が成立することや、道路の構造が、市として管理するのに適切な状態でない場合、編入要望者らにおいて、手直ししてもらう等の条件があるため、これらの調整に長期間を要することや、手続が中断することもあり得ます。

したがって、市では、測量を含めた調査や手直し等が進み、編入が可能となる目途が立った後に寄附申出書を受領しています。

本件異議申立に係る私道の市道編入事務手続についても、手直しの方法について、私道の近隣住民との間で調整ができていないこともあって、本件不存在文書を含めて寄附申出書は未だ受領していません。

また、条例第11条第6項は、「開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない場合」に適用があるのであり、文書が存在しない場合には適用はありません。

また、条例第11条第6項は、「その理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときは、その時期を明らかにしなければならない。」と規定していますが、まだ受領していない文書については、その文書が開示となるか、また、いかなる不開示理由で不開示となるかも不明であって、不開示となる理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができないことも明らかです。

ウ 部分開示について

(ア) 法人の従業員の個人情報について

条例第7条第1号は、不開示とする情報について、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの」と規定しています。

「別紙 業務完了調書」の管理技術者、照査技術者、立会人、「業務完了通知書」の管理技術者、照査技術者の氏名、印影は、「個人に関する情報」であって、まさしくこれに該当するものです。

(イ) 法人の印影について

平成14年3月20日付け文書の受託者の印影については、条例第7条第2号は、法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるものを不開示情報としており、「その他社会的な地位を害すると認められるもの」とは、公

にすることにより当該法人等の競争上又は事業運営上の地位を害するものではないが、組織秩序を維持するため、社会通念上、団体の内部管理事項とされているものと解釈されています。

そして、法人の印影は、組織秩序を維持するために、その使用を法人自体により管理する必要があるものであって、条例第7条第2項の「その他社会的な地位を害すると認められるもの」に該当します。

5 審査会の判断

(1) 条例第7条第1号(個人情報)について

広島市の情報公開制度の理念は、市民に「公文書の開示を求める権利」を保障することにより、市の保有する公文書は原則として開示することとし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進しようとするものです。

こうした理念を踏まえて、市の保有する公文書は原則として開示とされていますが、一方で、条例第3条において公文書の開示と個人のプライバシーを中心とする個人の権利利益の保護の調和をうたっているように、その保護を期する必要から、市の保有する情報のうち「個人に関する情報で実質的に個人が特定され、又は特定され得るもの」については、原則として開示をしない取扱いをすることとされています。また、開示することにより行政の公正又は適切な執行に著しい支障が生ずる情報等についても、開示しないことが公益に資するものです。

このように、条例は、原則開示を基本としながらも、開示に適しない情報が存在することを考慮し、このような情報を適用除外事項として類型化し、公文書の開示を求める権利との調整を図っているものです。

条例第7条第1号は、原則として個人情報は不開示とし、同号ただし書に該当する場合は開示できるものとして、個人のプライバシーを中心とする権利利益の保護に万全を期すという、いわゆる個人識別型の規定となっているものです。

(2) 平成13年12月26日付け異議申立て関係

ア 条例同条同号ただし書ア(法令開示)について

当審査会は、過去、本件以外の審議の中で、登記簿に死亡した人が記載されていたり、現存しない過去の住所が記載されている事例を確認したことがあります。このように、登記簿には、真正な所有者が記載されていないことも、往々にしてあります。一方、編入申出書は、真正な所有者が提出するものであり、登記簿にない個人情報を含む可能性があるものであると言えます。

また、編入申出書は、土地所有者の編入の意思を表示した書類であり、登記簿

と異なります。このような意思表示を含む書類が開示できないことは、私道の一部が編入申出され、寄附受領までには至らなかったケースを想定すれば、理解しやすいと思います。すなわち、このケースでは、一部の土地所有者が編入申出した事実は登記簿に反映されることなく消滅してしまうこととなりますが、かつて、ある土地所有者が編入の意思を有していたかどうかという個人情報には、開示されない利益があります。

以上のように、編入申出書は、法令により開示されている登記簿と異なり、開示されない利益があります。

この点について異議申立人は、寄附受領が決定し、所有権の移転登記が完了した時点で何人でも閲覧が可能な情報になると主張していますが、それまでの間は、法令により開示されている情報には当たりません。

異議申立人は、当事者能力のある者からの申出かどうかを確認することを求めているものですが、この点については、もし、この私道が市道編入されることになれば、それが完了した時点で示されることとなります。すなわち、寄附申出の当事者能力に瑕疵がある場合には市道編入が成立しないということであり、実施機関としては、この時点で説明責任を果たすことができるのです。また、市道編入が完了した時点では、異議申立人は、登記簿等により、当事者能力のある者から市道に引き継がれたものであることを確認することができるのです。

イ 条例同条同号ただし書イ（本人同意）について

異議申立人が主張するとおり、寄附受領が決定し、所有権の移転登記が完了した時点では何人でも閲覧が可能な情報になるため、この時点で市道編入を申し出したことが公になることについては、編入申出者に同意があると言えます。

しかし、それまでの間、市道編入事務は実施機関と編入申出者との間で進められますので、編入申出者にとっては開示されない期待もあり、これを否定してまで開示することができないことは、先ほど想定したケースでも同様です。

(3) 平成14年5月14日付け異議申立て関係

ア 条例第7条第1号ただし書ア（法令開示）について

前述のとおり

イ 編入申出者の印影について

本件印影は、編入申出者の住所（所在地）、氏名（名称）とともに押印されているものです。そして、この氏名等については不開示としていますから、印影を開示すれば、氏名等を不開示とした意味が失われてしまうため、この部分も不開示とせざるを得ません。

本件を不開示とする理由は、個人識別型の規定を持つ条例の下では、「編入申

出者の印影が、条例第7条第1号の「特定の個人を識別することができる個人に関する情報」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。」と表現されます。

ウ 図面の 団地部分について

同様に、図面の 団地部分には編入申出者の所有地が示されているため、編入申出者が不開示にされている以上、この部分も不開示とせざるを得ません。

本件も、「条例第7条第1号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる個人に関する情報」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。」という不開示理由となります。

(4) 平成14年6月14日付け異議申立て関係

ア 「境界標位置図」の不開示について

異議申立人も認めています。土地の区画及び形状は、個人の資産に関する情報です。そして、本件「境界標位置図」は、公図により確認できる精度、現地外形により確認できる精度より、格段に上回る精度を有するもので、一般には、入手しようとしても手に入らないものです。したがって、この位置図を開示することは、個人の資産に関する情報を詳細に開示することになるため、個人に関する情報として不開示とせざるを得ません。

本件も、「条例第7条第1号の「特定の個人を識別することができる個人に関する情報」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。」という不開示理由となります。

イ 「寄附申出書」の不存在について

異議申立人は、条例第11条第6項の規定に基づき、公文書を開示できる時期を明らかにするよう求めています。この規定は、文書不存在の場合には適用がありません。このことは、同条第1項の規定の「開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき」が、「開示請求に係る公文書を保有していないとき」を含んでいることと比較して第6項の規定を読めば分かりやすいと思います。

一方、市民には必要な情報を積極的に提供することが必要です。しかし、本件のように期日が未定のもの、あるいは、実施機関が取得すること自体が未定のものについてまで説明責任はありません。

ウ 部分開示について

(ア) 法人の従業員の個人情報について

法人の従業員の個人情報は、条例第7条第1号の「特定の個人を識別することができる個人に関する情報」に該当します。

そして、法人の諸活動は、当該法人の名前と責任において行われるところ、

従業員の個人情報を開示することにより当該従業員個人の権利利益が侵害される事態も想定する必要があります。本件従業員の個人情報が保護に値するプライバシーかどうかについては、プライバシーの概念が明確でないため、判断が容易ではありませんが、実施機関は、いわゆる個人識別型の条例においては、この権利利益の侵害について、具体的に説明する責任はありません。

また、この個人情報は、個人情報を例外的に開示する場合の、法令開示、本人同意等、いずれにも該当しません。

(1) 法人の印影について

実施機関は、法人の印影が、当該法人の内部管理情報として保護されるものであり、条例第7条第2号本文に該当すると主張します。

本件土地家屋調査士協会は、官公署等公共的な団体から受託され、公共嘱託登記手続等を行う団体であり、その印影は、依頼主である官公署等あての各種届出等に数多く使用されるものです。この印影は、文書が協会の権限を有する者によって真正に作成されたものであることを示すために押捺されるものであるため、作成名義人の氏名等とあいまって発信者を特定するほか、特殊な情報が含まれているわけではありません。

また、実施機関が主張するような、当該法人の組織秩序の維持が困難になるケースは、協会の取引先が官公署等に限定されるため、犯罪者が不法な意図をもって印章偽造を行い、社団法人である協会になりすまし、公共嘱託登記等を委託した官公署等を欺罔するといった異例な場合のみ起こりうるにすぎないと考えられるので、印影の開示との間に因果関係を認めることは困難です。

したがって、市の契約の相手方である法人の名が既の開示されているような場合においては、印影は付随的な情報にすぎず、本件のように、印章偽造が想定し得ない場合には、相手方が広島市であるからこそ特別の印影を用いたなどの特段の事情がない限り、これを開示されたからといって、当該法人の正当な利益が損なわれるとは認められません。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

6 審査会の要望

現行条例の解釈からは、本件処分のように不開示部分があるのもやむを得ないと判断されます。

一方で、異議申立人には次に示すとおり多くの疑念や行政不信があり、当審査会はこれらについて、異議申立人と区との十分なコミュニケーションによって円満な解決が

図られるのかどうか、危惧しているところです。

当審査会が異議申立人から聴取した内容は、

区によって、市道編入事務手続が異なる。

「私有道路の市道編入基準の取扱要領第6」に定められた「別紙の書式」が存在しない。

市道編入事務フロー図は、異議申立て後に初めて情報提供があった。

編入道路の法面にはごみ置場が残り、亀裂等が部分的な補修しかなされず、ガードレールが部分的にしか設置されない。

区は、当分の間は、編入道路の亀裂等を補修しない。

区と住民との交渉記録には、誤った所在地が記載されている。

区職員の人事異動により、市道編入事務が停滞している。

区が委託して行った測量業務が、適切に行われていない。

といったことです。

もちろん、これらを解決することは当審査会の使命ではなく、実施機関が全力でこれらの解決に当たっていただくべきものですが、実施機関は、条例の趣旨にかんがみ、異議申立人に対し、十分な情報提供をしてほしいと思います。また、市民との対話を大切にし、場合によっては、自らの事務の在り方を見直してほしいと思います。そうすることにより、広島市政への市民の理解と信頼が深まるよう、一層努力されることを望みます。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりです。

年 月 日	処 理 内 容
平成14年 2月 1日	実施機関から、諮問第20号を受理
平成14年 6月 5日	実施機関から、諮問第22号を受理
平成14年 7月 2日	実施機関から、諮問第23号を受理
平成14年 7月 8日	実施機関から、不開示理由説明書を受理
平成14年 7月10日 (第1回審査会)	審議(実施機関の説明)

平成14年 7月18日	異議申立人から、口頭意見陳述の申立書を受理
平成14年 7月30日 (第2回審査会)	審議(異議申立人の口頭意見陳述)
平成14年 9月19日 (第3回審査会)	審議